

第8回農地総会議事録

開催日時	平成30年3月5日(月) 午後2時30分から	
開催場所	たかじょう庁舎6階 大会議室	
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・廣井 千里・中島 義幸 大野 哲・久保田 彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根・中山 忠明 山本 和正・松田 環・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強 以上18名	
欠席委員	高橋 政継 以上1名	
事務局出席者	吉良事務局長・岩崎事務局次長・榮枝管理主幹・村松主任・竹内主任 (農林水産課) 小藤課長補佐・高橋農林水産係・林主事 以上8名	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案 非農地証明願の件 第6号議案 高知(高知市)農業振興地域整備計画の変更の件〔通常変更〕 議案外(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 	
備考〔添付書類〕	○第8回農地総会議案書 ○現地案内図 ○平成30年度 今後のスケジュール(案) ○農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づく農用地配分計画の認可について ○農地法第5条許可申請説明資料 ○農地区分の基準についての資料	

<p>開 会 会 長 議 長</p>	<p>(午後 2 時 30 分)</p> <p>本日は、農地総会で議長をお願いしております高橋政継委員が欠席という報告を受けております。本日の議長につきましては、会議規則第 10 条に基づき、第四事前審査会の委員長であります川澤委員を指名いたします。</p> <p>先ほどご指名いただきました川澤一博です。何さま、初めてのことでありますのでうまくいかかわりませんが、皆様のご協力をいただきまして、円滑な進行に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただいまより第 8 回農地総会を開会いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>本日は、高橋委員より欠席の報告がきております。委員総数 19 名中、出席委員数 18 名で、過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長</p>	<p>総会会議規則第 20 条第 2 号におきまして、総会議事録には、議長及び総会において定めた 2 名以上の委員が署名することと定められております。署名委員の選任につきましては、私より指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、久保田彦昭委員、竹内義昭委員を指名いたします。</p>
<p>議 事 議 長 小藤課長補佐</p>	<p>それでは議事に移ります。本日は最初に第 6 号議案、高知市農業振興地域整備計画の変更の件を議題といたします。農業振興地域整備計画の策定または変更をする場合、農振法施行規則第 3 条の 2 におきまして、農業委員会の意見を聴くものと定められております。今回、高知市長より意見の諮問を受けておりますので、高知市の担当課である農林水産課より、整理番号 1 から 11 までの内容を説明していただき、事前審査会で検討した内容を、各委員長から報告していただいた後に、意見決定の審議に入りたいと思っております。それでは、農林水産課より説明をお願いいたします。</p> <p>農林水産課の課長補佐をしております小藤と申します。整理番号 1 からご説明いたします。資料は 1-1 からご覧ください。整理番号 1 は、四国電力が特別高圧送電線の鉄塔用地として利用のため、農用地区域からの除外申請をしたものです。申請内容については 1-4 の地図をご覧ください。鴻ノ森の墓地公園から北東へ約 120m 付近の山林でございます。</p> <p>続きまして整理番号 2 の説明に移ります。整理番号 2 は、申出人の長女の分家住宅とするため、除外の申請が出ているものです。場所については 2-2 の資料にもござ</p>

いますとおり、道路に面しており、今後、農地として耕作の予定がないため、当該地を選定したとのことです。位置図については2-5に添付しております。場所は平和団地の西側、地図には写っておりませんが、高知南警察署の春野駐在所から南西へ約160m、鷲尾トンネルから春野庁舎に向かう広域農道沿いでございます。2-6に公図を載せておりますが、隣接地については雑種地と道路、水路のみで、農地は隣接していません。

続きまして、整理番号3と整理番号4は隣接しており、除外後の利用の用途も同じでございますので、あわせて説明いたします。3-1をご覧ください。3と4の申請地につきましては養鰻用地として継続利用するため除外の申請をしております。3-7をご覧ください。申出地の位置は高知市春野西保育園から西に約570mの位置になります。現地は、現地地図をご覧くださいと、現地には既にビニールハウスが建っているのがお分かりいただけるかと思えます。3-2の一番上を見ていただくとわかりますとおり、変更理由として申出前、昭和62~63年頃から養鰻池として利用していたとのことであり、そのため、3-9には始末書の添付をいただいております。整理番号4についても、同様に4-12に位置図、4-14には始末書を載せさせていただいております。現状、今後の用途についても整理番号3と同様ですので、整理番号4の説明は割愛させていただきます。

次に整理番号5の説明に移ります。5-1をお開きください。転用事業予定者より露天駐車場にしたいとの意向を受け、今回の除外申請に至ったものです。現在使用している従業員用駐車を、新規車両等の導入にあたり資機材置場及び駐機場所とするため、別に従業員用駐車の用地確保が必要となり、今回の申請となりました。5-7に地図を載せておりますので、そちらをお開きください。申出地は高知市と南国市の境界付近、布師田バイパスと市道布師田2号線の交差点から北北西に約170mのあたりでして、地図だけではわかりづらいですが、以前あけぼの街道ができる以前、高知市から医大に行く際に大津の北浦から北上していたと思えますが、その道路沿いでございます。

続きまして整理番号6に移ります。資料は6-1をご覧ください。こちらは、申出者の長女の分家住宅を建てるため、一部を除外するもので、一部除外後、残りの土地については分筆をして、引き続き水田として耕作する予定です。除外後は、先に申しましたが、長女の分家住宅を建てる予定で、現在の住居は耐震性が低く手狭であることから当該地に分家住宅を建築する計画を立てるに至ったとのことです。6-7に位置図を付けております。場所は県道高知南インター線五台山トンネルの北口から西へ約140mのところでございます。現住居は申請地から市道高須3号線を挟んだ南側に

ございます。

続きまして整理番号7に移りますので、資料は7-1をご覧ください。転用事業予定者から倉庫及び駐車場として利用したいとの申出を受け、今回、除外の申出をされています。転用事業予定者が隣接工場の倉庫増築及び駐車場の確保を計画され、既存工場に隣接した申出地を選定したものです。現地の地図は7-5をご覧ください。主要県道桂浜はりまや橋線とJA高知長浜支所ふれあい農園の間に位置しております。申請地の北側に転用予定者の工場、駐車場が隣接しております。

続きまして整理番号8に移ります。8-1をお開きください。転用事業予定者から営業所及び駐車場として継続して利用したいとの申出を受けて、今回、除外の申出をされています。現地は平成19年度から駐車場、営業所として利用されており、現地写真の整理番号8の写真をご覧くださいとわかりますけれども、現在も車が数台、駐車しております。位置図は8-11をご覧ください。申出地は主要地方道高知春野線沿い、JA高知春野集出荷場から北東へ約150mのところであり、先ほども申しました通り、平成19年から転用されているということで、始末書を8-14に添付させていただきます。

続きまして整理番号9に移りますので、資料は9-1をお開きください。申出地は30年あまり耕作がされておらず、転用事業予定者から浄化槽設備、駐車場、保安林として利用したいとの申し出があり、この度の除外申請となりました。申出地については地図が9-7に載っております。場所はこの地図では右上の方でございますが、県道弘瀬高知線沿い円行寺児童遊園から北西に約300mの山林部分でございます。

続いて整理番号10に移ります。整理番号10と整理番号11は隣接しており、除外後の利用目的も同じなので、まとめてご説明いたします。資料は10-1をご覧ください。現在の墓地が鏡吉原の先にあるため、耕作地近辺にある申出地に墓地を移設したいということで、今回の申請となったものです。位置図は10-4をご覧ください。申出地は主要地方道高知伊予三島線沿い、吉原ふれあいの里百日紅から南に約160mのところでございます。申出者の所有地内を分筆し、そこに墓地を移設するという計画です。整理番号11につきましても、現在の墓地が山奥にあるため、管理が容易な土地に移設したいということでの申請です。案件10の申出人とは親族関係にあり、管理が容易な土地ということでの選定となっています。11-4には地区土木委員さんの意見書を付けております。こちらは整理番号10の土地と合わせての意見書となっておりますが、いずれも特に問題なしという内容となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

第6号議案の説明が終わりました。それでは事前審査会の報告の前に、事務局から

	<p>整理番号1について補足説明があるということですので、お願いいたします。</p>
<p>榮枝管理主幹</p>	<p>整理番号1ですが、本件は四国電力が老朽化した鉄塔を建て替えるための農振除外の申請であります。資料3をご覧ください。農地の転用の制限の例外としまして、農地法施行規則第29条第13号には以下のような規定があります。内容を読み上げます。</p>
	<p>「電気事業者が送電用若しくは配電用の施設若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため、農地を農地以外のものにする場合」とありまして、これは転用の制限の例外に該当するものであります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、事前審査会からの報告をいただきたいと思えます。まず、第一事前審査会の西野副委員長からお願いします。</p>
<p>西野委員</p>	<p>事前審査会で審議した結果、整理番号1については、先ほど事務局から説明があったとおり農地法施行規則第29条第13号の農地の転用の制限の例外に該当するため、変更もやむを得ないものと決定いたしました。また、整理番号9、10、11につきましても、変更もやむを得ないものという意見となりました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いします。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>事前審査会で審議した結果、整理番号7につきましては、変更もやむを得ないということになりました。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。次に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>事前審査会で審議した結果、整理番号5、6につきましては、変更もやむを得ないということになりました。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。最後に第四事前審査会の上田副委員長から報告をお願いいたします。</p>
<p>上田委員</p>	<p>事前審査会で審議した結果、整理番号2につきましては、変更もやむを得ないということになりました。</p>
	<p>整理番号3、4につきましては、昭和62～63年頃に農地法の許可を受けずに養鰻用の施設に転用したもので、転用後、20年以上が経過しており、非農地証明が適用となる案件で、変更もやむを得ないと思われませんが、なお、取り扱いについて農地総会での審議をお願いいたします。</p>
	<p>整理番号8につきましては、平成19年頃から農地法の許可を受けずに事務所及び駐車場に転用したもので、転用後20年を経過しておらず、非農地証明が適用とならないこと、また、現地は農振除外後は第1種農地に当たると思われませんが、第1種農地の不許可の例外にも該当しないと思われるため、変更は適当でないと思われませんが、な</p>

<p>議 長</p>	<p>お、取り扱いについて農地総会での審議をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。以上で、事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>それでは、事前審査会で変更はやむを得ないという結論になったと報告がありました整理番号3、4と8を除く案件につきまして、先に審議をしたいと思います。事前審査会では変更はやむを得ないということになったそうですが、そのことで、ご意見やご質問がありましたらお願いします。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>(意見・質問等なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わりたいと思いますがよろしいですか。では、整理番号1、2、5、6、7、9、10、11については、変更もやむを得ないと回答することといたします。</p> <p>続いて、事前審査会で、総会での審議をお願いしたいということになりました整理番号3、4、8については、農林水産課より、詳細な説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>小藤課長補佐</p> <p>議 長</p>	<p>それでは説明します。3-9ページをお開きください。</p> <p>整理番号3、整理番号4につきましては、いずれも昭和62~63年ごろより養鰻用地として利用し、今日に至っているところで、この度、農振法違反状態を解消すべく、除外を申し出たところです。地区土木委員の意見書を3-4と4-4にそれぞれ載せております。いずれも「意見なし」と回答をいただいております。</p> <p>現地は、計2,359㎡の鉄骨ビニールハウスを既に建築しております。隣地からの同意は得られておりますが、整理番号4につきましては、一部、所有者の行方がわからなかった隣地がありましたので、被害防除計画が提出されています。4-10に被害防除計画の写しを載せております。</p> <p>続きまして整理番号8について、8-14をお開きください。</p> <p>こちらも始末書付きの案件となっておりますが、整理番号8につきましては、平成19年ごろにプレハブを設置し、現在に至っており、現地を確認した際には、車が数台駐車されておりました。地区土木委員からは、官民境界には水路の形態を残すことを条件として同意を得ております。8-15には事業計画書を載せております。申出者は解体工事業・清掃業・産業廃棄物収集運搬事業ならびに産業廃棄物処理業を主な事業内容としております。申出者と現在の土地利用者とは親族関係で、所有する農地で解体業営業所の立地として当該地が最適であったため、先述の用途で平成19年ごろから利用してきました。申出者としまでも違反状態を解消したいという要望があったため、この度除外の申出をされました。</p> <p>以上3件について説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。次に、整理番号3、4、8について、事務局から考え方</p>

榮枝管理主幹

の説明をお願いします。

農振の除外につきましては、農地転用許可の可能性が、非農地であることが前提となっております。農地の転用の可能性及び非農地証明の交付の条件を満たすかどうかについて、事務局から説明させていただきます。

整理番号3、4については、現地は第1種農地であると思われ、第1種農地の転用は原則として不許可であり、転用のためには第1種農地の不許可の例外に該当することが必要ですが、この不許可の例外に該当する見込みはありません。申請地の養鰻用の施設は転用後20年以上が経過しており、またその間に違反転用として指導を受けた経過もないことから、非農地証明の交付条件を満たす可能性があります。

次に整理番号8については、現地は第1種農地であると思われ、第1種農地の転用は原則として不許可であり、転用のためには第1種農地の不許可の例外に該当することが必要ですが、この不許可の例外に該当する見込みはありません。また、非農地証明につきましても、転用から20年を経過しておらず、非農地証明の交付条件を満たしていません。

第1種農地の区分につきまして説明いたします。お手元に机上配布しております、右肩に資料4と記載しておりますA3の資料をご覧ください。資料の左側の上から3段目に第1種農地という箇所がありますが、第1種農地は、10ha以上の広がりのある集団農地等が該当します。また、集団農地の定義は、山林、宅地、河川、高速道路など耕作機械が横断できないような土地に囲まれた集団的に存在する一団の農地であります。

本日の総会の審議結果を踏まえ、農業振興地域の農用地区域からの除外となった折には、その後の転用申請の際に農地の種別を判断することになります。農用地区域内農地の中に、第1種農地等が含まれるわけではありません。

議長

ありがとうございました。後先になりますが、まず整理番号8について審議したいと思います。整理番号8について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

西本委員

先ほどの説明の中で土木委員さんの、官民境界には水路の形態を残すことという意見がありましたが、官民境界とか水路の位置がわかりにくいということをおられるのじゃないかと思いますが、現地は水路の形態が残っていて、機能を果たす状態になっておりますか。

林主事

それでは説明いたします。現地写真の整理番号8という写真をご覧ください。写真でわかりづらいかもしれませんが、申出地と西側の道路との境には水路があります。申出地の前のところは、水路の上に鉄板が掛かっておりまして、水が流れているかどうかまでは確認していませんが、水路があることについては確認しております。

西本委員	<p>ということは、今後、そこを利用することになると思うが、排水等のことで、支障はないですか。土木委員さんのこの書きぶりだと、水路の形態を残すことというのは、形態すらないんじゃないかと思って見た。わざわざ意見書にそれを書くというのは何らかの問題が発生しているということじゃないかと思ったわけですが、そのあたりはどうですか。</p>
上田委員	<p>ここは、整理番号8の写真を見てもおわかりいただけるかと思いますが、圃場整備事業の対象地です。それで、圃場整備事業をしたときにU字溝を入れてこの水路がついたわけですが、現状としては、この水路は排水路として利用されています。用水は少し下になるので、この水路は用排水兼用としては作られておりません。現状は排水路として利用されています。</p>
西本委員	<p>ああ、なるほど。そうすると、元から排水路であるわけですね。</p>
上田委員	<p>そうです。僕の感覚では、圃場整備しているところの真ん中ですので、周辺の田に雨水とか泥が入っていかないように、排水路を設置したものじゃないかと思います。それで、圃場整備地域の中にある第1種農地であるのは間違いないと思いますので、どうしたものか、皆様のご意見をお伺いできたらと思います。</p>
大野会長	<p>圃場整備はいつ頃やったものですか。8年未経過だとおかしなことになるが。</p>
上田委員	<p>あれはいつになるかな。もう改良区を解散しようとしていますので、25年になるということかな。</p>
林主事	<p>よろしいでしょうか。資料の8-19に土地の謄本の写しを添付しておりますが、この甲区の1によりますと、平成6年3月26日に土地改良法による換地処分とありますので、おおよそこの時期が圃場整備の完了の時期であると思います。</p>
上田委員	<p>ここは、もともとこんもりとした小山でした。それを改良事業の際に事業地に取り入れて、山を削って、そのきれいな土を田にも入れたりして田になったものです。</p>
大野会長	<p>地域の方は、ここはこれまで、転用には気がついてなかったものでしょうか。</p>
上田委員	<p>いや、ここは農協からもすぐに見えるくらい近い場所ですので、わかっていたと思いますが、畑でもあるし、言うに言えずにきたものじゃないかと思います。また、農業委員さんとはもかくとして、一般の農家の方としては、第1種とか第2種というような農地の区分はなじみがありませんので、事務所ができたときに、あれ、いいのかなと思うことはあったかもしれませんが、その程度ではなかったかと思います。現在は駐車場もでき、朝にはけっこう通勤もありますが、割と朝早いこともあって、あまりトラブルというほどのものはないですね。ただ僕としても、農水に聞いてもやはり難しいようすし、これはどうかなあと思っているところですが。</p>
西本委員	<p>私が思うに、官民境界もちゃんとできないというのは、やはり問題があると思う。</p>

圃場整備をしているのであれば、その図面もあるのではないですか。

上田委員

それはあります。また現地では境界に杭も立っておりますので境界ははっきりしていると思います。

西本委員

この形態を残すこと、というのが合点がいかんというか、個人の土地というのがはっきりしないということでしょうか。水路としてあるのかないのか。土木委員がこう書ききっているというのは、何かあるのかなと思うわけですが、農水は何か確認しておられますか。

林主事

水路部分については、登記簿は今手元にないですが、高知市の公有財産ということは確認しておりまして、8-12にも公図の写しを付けておりますが、この青く塗っております部分は水路であるということであります。

西本委員

ああ、ちゃんと地番が分かれておりますね。なるほど、わかりました。いや、これがちゃんといてないのかなと思ひまして、民地の出し合いの水路なのかなと思ったところですが、そうではないわけですね。

吉良事務局長

なかなか判断が難しいところですので、ここで少し農林水産課に確認いたします。農業委員会の意見を聴くということで今のこの話になっておりますが、我々としては農振法の方はわかりませんので、先ほどの榮枝管理主幹の補足説明にもありましたが、農業委員会に関わる業務の中で言いますと、転用許可が下りるかどうか、あるいは非農地証明が出るかどうか、このへんを基準として議論せざるを得ないかと思ひます。転用許可は、これは下りる見込みがないというのははっきりしておりまして、そうすると非農地証明の対象になるかどうかになってきます。現状の写真を見てもわかるとおり農地ではないわけですが、現況として農地でないということと非農地証明が出るかどうかはまた別の問題でして、今の規定でいいますと、勝手に非農地化していても、いわゆる時効の20年を経過していないものについては非農地証明には該当しないことになっております。そうすると、もし農振の除外ができたとしても転用の許可も下りない、非農地証明も出せないということになるわけですが、そういうところについて農用地が外れる可能性はあるのでしょうか。これまで、転用の確実性がないところについては除外にならないということで聞いていたと思うのですが、もしそうなったら、その後はどうなりますか。どちらが先かみたいな話にもなりますが、農水の見解をお聞きしたいと思ひます。

林主事

もしそういう、転用許可が出ない、非農地も出ないという所で、何らかの事情があって除外後にそういうことが明らかになったとすれば、その場合は転用達成ができないということですので、再度、農用地区域への編入の手続きをお願いすることになります。

西本委員	外してまた元に戻すというのはどうもよくわからない。だったら、結局、最初から外さなくても同じでは。
吉良事務局長	結局そういうことです。もし農用地から除外になっても、転用許可にも非農地にもならないということが予想できるのであれば、果たして除外に賛成するべきなのかどうかということです。先の転用申請、あるいは非農地証明が通る見込みがないと判断するなら、農用地区域から外すのにも反対という立場になるのが妥当じゃないかなと、そう思います。
議長	ありがとうございました。他にご意見等がなければ、整理番号8については、変更は適当でないということにしますか。
西本委員	除外をして転用が許可にならないからまた元に戻すというようなものであれば、この場で審議すること自体どうなのですか。
吉良事務局長	転用許可についてはあくまで見込みなので、その見込みを踏まえた上で、除外についてはどうしましょうかということをご審議いただければと思いますが。
榮枝管理主幹	過去の例を見ますと、実際に除外の申請は通って、除外になったので転用の申請を試みたら許可にならず、編入をしたというような事例もあるそうです。
議長	まあ先の申請のことはあくまでそれを踏まえてという話で、今はこうして申請が出ているわけですので、それについて意見決定をしたいと思います。整理番号8については、変更は適当でないという回答することに決定してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、整理番号8については、変更は適当でないという回答することに決定します。次に整理番号3と4の審議に入ります。3と4についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
上田委員	榮枝主幹、すいませんが、3と4についてもう一度説明をお願いします。
榮枝管理主幹	整理番号3と4の養鰻施設については、以前は、池の底を土のまま、あるいはビニールシート等で被うだけの形であれば、土地の形質の変更にはあたらないので転用ではないとして見なして農地法を運用していた時期があります。しかし、平成20年に他の場所での養鰻池の関係で県に問い合わせたところ、それは転用であるという回答が返ってきてまして、現在は転用扱いということになっております。
吉良事務局長	ちょっと補足をいたします。先ほどの案件と同じですが、農業委員会としては、除外をしてその後、転用行為を達成できるかどうかということが一つの基準になると思われまして、ですので、農業委員会としては、この後、転用が許可になるか、あるいは非農地証明が出せるかというところで、意見を決めていく必要があります。それで、ここは第1種農地となるということは、転用許可は原則不許可になりますので、おそ

らく無理だと思えます。ただ、ここは昭和 62 年、63 年頃に養鰻場にされていて、その時は、榮枝主幹からの説明にもあったように、簡単なビニールシートで被う養鰻場は転用じゃないという見方があったようです。それで、特に手続きをとらずに養鰻場にして、それが今まで継続していると。しかしそれが、今の基準で見れば転用であるということなら、昭和 62 年頃から転用状態が続いているということになりますので、20 年以上が経過しているということになります。それで、高知市の非農地証明の基準で見ると、仮に違反転用であっても 20 年以上が経過していて、かつこれまでに違反転用で指導をしたことがないなら、要件的には非農地証明の基準を満たすこととなりますので、非農地証明が出せる見込みはあるということになります。ですので、農振除外のあと、非農地証明を農業委員会が出せば、目的は達成できるということになりますので、農用地区域からの除外も意味がある、ということになるのではないのでしょうか。

議 長 事務局の説明を受けて、何かございませんでしょうか。

西本委員 要は、非農地証明を出せるということによろしいでしょうか。出せるのであれば、私は除外しても構わないと思いますが。

吉良事務局長 そういうことです。

西本委員 もう時効じゃないでしょうかね。

議 長 それでは、他にご意見ご質問がなければ、整理番号 3 と 4 については、転用許可申請の許可要件は満たしませんが、非農地証明の交付要件は満たしているため、変更もやむを得ないものと回答することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 整理番号 3 と 4 については、転用許可申請の許可要件は満たしませんが、非農地証明の交付要件は満たしているため、変更もやむを得ないものと回答することに決定します。

各案件の審議がすべて終了しましたので、最後に回答の内容を確認します。整理番号 8 については、変更は適当でない。整理番号 8 を除く、整理番号 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11 については、変更もやむを得ないと回答することに決定いたします。

以上で第 6 号議案の審議を終了いたします。農林水産課の皆さん、ありがとうございました。

(農林水産課退席)

議 長 それでは、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

村松主任

今月は全体で4件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。
案件1は、宗安寺、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、99㎡の農地について、譲受人の自宅に隣接している農地であることから、耕作便利により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地においては、野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター1台を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻も農業に従事していることから、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、申請地には倉庫が1棟建っていますが、この倉庫は農業用倉庫であることを申請者に確認しており、今回の所有権移転に際して支障はありません。

続きまして、案件2は、長浜、市街化区域、登記地目宅地、現況畑、40.67㎡を、部分贈与のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、露地野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機など3台の大農機具を所有しており、また他に農業に関連するものとして、鶏750羽を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事していることから、効率的な利用ができるとのことです。周辺農地への影響については農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件3は、布師田、市街化調整区域、田、741㎡外4筆、合計3,724㎡を、部分贈与のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3、No.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、軽トラック1台を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事していることから、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、これまでも水稻を栽培しており、今後も同じよ

うに栽培するとのことで、また、周辺地域の耕作条件に合わせ営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、譲受人の経営面積は1,470㎡であり、農地法第3条許可要件である下限面積を満たしておりませんが、本案件の内容が許可となりますと、経営面積の合計が5,194㎡となり、下限面積を満たすこととなります。

続きまして、議案書は2ページから3ページにまたがります案件4は、議案外報告の④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件の案件6と関連案件となっておりますので、先に議案外報告から説明させていただきます。

議案書は60ページをお開きください。

合意解約通知の件、案件6は、これまで利用権設定により賃貸借されていたところ、今回の3条申請のため、設定されていた利用権を合意解約するものです。平成30年2月7日付で合意解約通知が提出され、2月15日付で受理しております。

それでは第1号議案、案件4の説明に戻ります。案件4は、大津甲、市街化調整区域、田、952㎡外3筆、合計1,570㎡を、譲受人の申し出による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻も農業に従事していることから、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

以上、全ての案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

現地については担当地区の推進委員に確認をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

議長

第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。案件は第一、第二、第三事前審査会該当です。まず第一事前審査会の西野副委員長より報告をお願いします。

西野委員

案件1については担当地区の農地利用最適化推進委員の報告を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。

議長

ありがとうございました。次に、第二事前審査会の山崎委員長より報告をお願いします。

	ます。
山崎委員	案件2については担当地区の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	次に第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。
竹内委員	案件3と4について担当地区の農地利用最適化推進委員の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等がなければ、全ての案件について、許可することに決定いたしますがご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件1から案件4については、許可することに決定いたします。
	続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を審議いたします。事務局より説明をお願いします。
村松主任	議案書は5ページをご覧ください。なお、お手元に配布しております資料1の事業計画書と土地利用計画図もあわせてご覧ください。
	案件1は、五台山、登記地目田、現況畑、159㎡、外1筆、合計318㎡を農家の分家住宅として自己住宅にするため、所有権を移転して転用するという申請です。現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。
	農地の種別につきましては10ha以上の広がりのある農地のため、第1種農地と判断しておりますが、集落に接続して農家の分家住宅を建築するという内容の申請であり、不許可の例外に該当するものと判断しております。
	事業計画書によりますと譲受人は現在、賃貸住宅に居住しておりますが、2人目の子供ができたことに伴い、手狭となってきたため、父である譲渡人の所有する農地を転用し、自己住宅を建築する計画を立てたものです。
	申請地は、現状からかさ上げは行わず、建築面積71.21㎡の木造2階建の住宅1棟及び駐車場2台分、駐輪場等に転用する計画となっております。
	進入は北側の市道より、既設の通路橋を利用して進入するとのことです。
	被害防除計画として、排水については、生活排水は敷地内に合併浄化槽を設置し、北側の市道の道路側溝に排水。また雨水については、敷地内の集水樹に落としたのち、同じく北側の市道の道路側溝に排水する計画となっております。
	添付書類として、隣接する農地の所有者4人からの同意書が添付されております。

	<p>また、土地改良区より「問題なし」との意見書が添付されております。</p> <p>土木委員の意見につきましては、確認の必要はないとのことで、担当地区の推進委員に確認しております。</p> <p>その他、資金証明等、必要な添付書類については添付されています。</p> <p>他法令については、高知市都市計画課に都市計画法第29条の開発許可申請中です。</p> <p>なお、先日、開発審査会で協議が行われ、今回の申請内容については了承されております。</p> <p>また、農振法関係では、農用地区域外の土地となっています。</p> <p>排水の放流先が高知市道の側溝であるため、排水同意は不要であることを確認しております。</p> <p>以上で第2号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。案件が第二事前審査会該当です。第二事前審査会の山崎委員長から報告をお願いします。</p>
山崎委員	<p>案件1については、担当地区の農地利用最適化推進委員の現地報告を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。ただちに審議に移ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がなければ審議を終わります。案件1は第1種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当の意見を付して県知事に申請書を送付することに決定しますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>案件1は県農業委員会ネットワーク機構に意見を諮問した後に、許可相当の意見を付して県知事に申請書を送付することに決定します。</p>
	<p>続いて、第3号議案、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
村松主任	<p>議案書は7ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、一宮南町一丁目、合計3,473㎡の土地を、救護施設に転用するため、平成29年9月25日付けで5条許可を受けていましたが、入所者や職員の利便性の向上を図るため、建築物の面積及び形状等について変更したいとのことで申請されたものです。現地案内図は、No.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p> <p>本件申請地での変更内容ですが、建築物の形状及び面積、救護施設棟に含まれてい</p>

ましたオープンテラスを別棟として建築，それに伴う敷地内排水経路の追加等が変更内容となっております。

なお，今回の計画変更では，全体面積の変更はありません。

また，計画変更により排水路の追加がございますが，全体的な排水，日照の計画については従前から変更がないため，被害防除計画についても変更はありません。

添付書類として，変更箇所を示した図面が添付されております。他法令については，都市計画課へ，開発行為変更許可を申請中です。

なお，こちらのほうも開発審査会で今回の変更内容について了承されております。

以上で，第3号議案の説明を終わります。

議長 第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。案件が第三事前審査会該当です。第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いします。

竹内委員 案件1については，担当地区の農地利用最適化推進委員の現地報告を踏まえ審議した結果，変更は妥当であると認めました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。ただちに審議に移ります。ご意見，ご質問がありましたらお願いいたします。

委員 (意見，質問なし)

議長 ご意見やご質問がなければ審議を終わります。案件1は事業計画変更の承認が妥当であるとの意見を付して県知事に申請書を送付することに決定しますが，ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 案件1は事業計画変更の承認が妥当であるとの意見を付して県知事に申請書を送付することに決定します。

続いて，第4号議案，農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

村松主任 農業経営基盤強化促進法に基づく，耕作のための農地の権利の設定につきまして，今月は全体で47件の申請が出されております。

内訳は，利用権の新規設定が23件，更新設定が24件となっております。

議案書は9ページをご覧ください。利用権設定についての総括表を掲載しております。

今月は，利用権を設定する者が52人で延べ57人，利用権の設定を受ける者が34人で延べ57人となっております。

土地の内訳は，田が139筆，82,974㎡，畑が32筆，15,986.09㎡です。また，設定の内訳を見ますと，更新設定が106筆，51,347.09㎡，新規設定が65筆47,613㎡と

なっております。

以下の表は、利用権設定の期間別の内訳及び2の対象農地を地区別に表したものです。詳細については省略させていただきます。

それでは利用権設定につきまして、新規案件のみ説明いたします。

議案書は10ページをご覧ください。

案件1と案件2は、賃借人が同一の関連案件となりますので、まとめてご説明いたします。

議案書は12ページまでまいります案件1は、五台山、田、709㎡、外3筆、合計1,590㎡を、議案書は13ページに移りまして、案件2は、五台山、田、307㎡、外4筆、合計1,707㎡を、いずれも平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間貸すという、賃借権の新規設定です。

賃借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、賃借人はこれまで、故人である父の所有していた農地約7反弱で水稻や野菜を耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

また、今後は、未相続農地の相続などの手続きを行うとともに、経営面積を拡大していく意向があるとのことです。

続きまして、案件4は、長浜、畑、2,806㎡の内、2,000㎡を、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間貸すという、賃借権の新規設定です。

議案書は14ページに移りまして、案件5は、議案外報告④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件の案件5と関連案件となっております。

まず、議案外報告の合意解約通知から説明させていただきます。議案書は61ページをご覧ください。

合意解約通知の件、案件5は、次に説明します利用権の申請地において、農地法により貸借されていまして、今回の利用権設定のため、設定されていまして賃借権を合意解約するものです。平成30年2月3日付で合意解約通知が提出され、平成30年2月15日付で受理しております。

それでは第4号議案、案件5の説明に戻ります。議案書は14ページにお戻りください。

案件5は、長浜、畑、1,710㎡を、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間貸すという、使用貸借権の新規設定です。

続きまして案件6、案件10、案件11も、賃借人が同一の関連案件となりますので、まとめてご説明いたします。

まず、議案書は 14 ページから 15 ページにまたがります案件 6 は、久礼野、登記地目田、現況畑、268 m²、外 13 筆、合計 3,651 m²を、議案書は 17 ページに移りまして、17 ページから 18 ページにまたがります案件 10 は、布師田、登記地目田、現況畑、535 m²、外 4 筆、合計 1,518 m²を、議案書 18 ページから 19 ページにまたがります案件 11 は、布師田、登記地目田、現況畑、452 m²、外 3 筆、合計 821.09 m²を、いずれも平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

また、案件 10 の申請地につきましては、共有地であるため、所者権の 1/2 を超える同意があることを事務局で確認しております。

なお、今回の賃借人についてご説明させていただきます。

賃借人は、水の浄水処理を行う会社の農業部門として設立された法人であり、現在、福岡県糸島市を中心に、大阪府、徳島県等、全国で農業を経営しており、当該申請は農地所有適格法人として農地を借り受け、耕作するという申請となっております。申請書とあわせて提出されている、法人登記、決算報告書等により、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを事務局で確認しております。

なお、経営面積につきましては、法人が所在する東京都品川区には農業委員会が設置されておらず、法人の総経営面積を証明する書類がないことから、福岡県糸島市での経営面積を記載しております。

それでは議案書は 16 ページに戻ります。

案件 7 は、布師田、田、836 m²、外 3 筆、合計 3,637 m²を、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして案件 9 は、布師田、田、816 m²、外 2 筆、合計 2,630 m²を、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして議案書は 20 ページをお開きください。案件 14 は、介良乙、田、981 m²を、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして案件 15 は、介良乙、田、1,011 m²、外 1 筆、合計 1,945 m²を、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

続きまして案件 16 は、高知県農業公社が中間管理権の設定により土地を借り受ける内容となります。

議案書は 20 ページから 23 ページにまたがります案件 16 は、介良乙、田、197 m²、外 24 筆、合計 8,249 m²を、平成 30 年 4 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日までの 10 年間貸すという、使用賃借権の新規設定となっております。

なお、最終貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定であるとのことです。

続きまして、議案書 24 ページから 26 ページにまたがります案件 18 も、高知県農業公社が中間管理権の設定により土地を借り受ける内容となっております。

案件 18 は、介良丙，田，65 m²，外 11 筆，合計 3,161 m²を，平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという，使用貸借権の新規設定となっております。

なお、最終貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定であるとのことです。

続きまして、次の案件 19 と案件 23 は、賃借人が同一の関連案件となりますので、まとめてご説明いたします。

案件 19 は、大津甲，田，89 m²，外 4 筆，合計 3,343 m²を，議案書は 27 ページに移りまして、案件 23 は、大津甲，田，53 m²，外 1 筆，合計 868 m²を，いずれも，平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までの 1 年 10 か月間貸すという，賃借権の新規設定です。

続きまして案件 22 は、大津甲，田，1,008 m²，外 1 筆，合計 2,014 m²を，平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間貸すという，賃借権の新規設定です。

議案書は 28 ページをご覧ください。次の案件 26 と案件 27 は賃借人が同一の関連案件となりますので、まとめてご説明いたします。

なお、案件 26 につきましては、議案外報告の農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件の案件 7 と関連案件となっておりますので、先に議案外報告から説明させていただきます。

議案書は 62 ページをお開きください。62 ページから 63 ページにまたがります合意解約通知の件、案件 7 は、次に説明します利用権設定の申請地において利用権設定により賃貸借されていまして、今回の利用権設定のため、元の利用権を合意解約したものです。平成 30 年 1 月 23 日付で合意解約通知が提出され、平成 30 年 2 月 2 日付で受理しております。

それでは、第 4 号議案、案件 26 の説明に戻ります。議案書は 28 ページにお戻りください。

29 ページまでまたがります案件 26 は、春野町弘岡上，田，846 m²，外 3 筆，合計 1,212 m²を，平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの 9 か月間、案件 27 は春野町弘岡上，田，1,196 m²を，平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間貸す，という賃借権の新規設定です。

なお、賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、賃借人は親族名義の未相続の農地で文旦とショウガを栽培しているとのこと。今回の申請地は前述の未相続の農地でショウガの病気が発生したことから、新たに農地を借り受けて耕作をする予定であるとのこと。

また案件 26 の申請地は未相続地ですが、相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。

続きまして案件 28 は、春野町弘岡中，田，593 m²，外 1 筆，合計 1,199 m²を，平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという賃借権の新規設定です。なお本案件の申請地は未相続地ですが，相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。

続きまして案件 29 は，春野町弘岡中，田，1,064 m²，外 1 筆，合計 1,678 m²を，平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

議案書は 32 ページに移ります。

案件 35 は，土地の所有者から，高知県農業公社が土地を借り受ける，中間管理権の設定の案件となっております。

対象地は春野町弘岡下，田，1,152 m²を，平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

なお，最終貸付予定者は，現地で水稻を栽培する予定となっております。

続きまして議案書は 33 ページをご覧ください。

案件 38 は，議案外報告の農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件の案件 8 と関連案件となっておりますので，先に議案外報告から説明させていただきます。

議案書は 62 ページから 63 ページにまたがります合意解約通知の件の案件 8 は，次に説明します利用権設定の申請地において，今度利用権設定を行う賃借人の母親名義で利用権の設定が行われていましたが，今回，子どもの名義で利用権設定を行うため，設定されていましたが利用権を合意解約するものです。平成 30 年 1 月 23 日付で合意解約通知が提出され，平成 30 年 2 月 2 日付で受理しております。

それでは第 4 号議案，案件 38 の説明に戻ります。議案書は 33 ページにお戻りください。

案件 38 は，春野町芳原，畑，452 m²，外 2 筆，合計 785 m²を，平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの 2 年間 9 か月貸すという使用貸借権の新規設定です。

なお，賃借人は農地台帳に登録がないため，耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと，賃借人は別で借りています農地と今回の申請地で，花と

野菜を栽培しており、今後も継続して栽培する予定であるとのことです。

議案書 34 ページの案件 43 は、議案外報④の農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件の案件 9 と関連案件となっておりますので、先に議案外報告から説明させていただきます。

議案書は 63 ページをお開きください。

合意解約通知の件の案件 9 は、次に説明します利用権の申請地において、農地法第 3 条により賃貸借されていまして、今回の利用権設定のため設定されていまして賃貸権を合意解約するものです。平成 30 年 1 月 11 日付で合意解約通知が提出され、平成 30 年 2 月 8 日付で受理しております。

それでは第 4 号議案、案件 43 の説明に戻ります。議案書は 34 ページにお戻りください。

案件 43 は、春野町秋山、田、1,190 m²を、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間貸すという賃貸権の新規設定です。

全ての案件について、本日の総会で計画が妥当なものと決定されますと、平成 30 年 4 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で第 4 号議案の説明を終わります。

議 長 第 4 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。案件が第二から第四事前審査会該当です。まず、第二事前審査会の山崎委員長より報告をお願いします。

山崎委員 案件 1 から案件 5 について妥当と認めました。

議 長 次に第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。

竹内委員 案件 6 から案件 25 について、計画が妥当なものと認めました。

議 長 最後に、第四事前審査会の上田副委員長より報告をお願いします。

上田委員 案件 26 から案件 47 については、計画が妥当なものと認めました。

議 長 事前審査会の報告が終わりました。それでは第 4 号議案の全ての案件について審議をお願いします。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

委 員 (意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第 4 号議案の全ての案件については、妥当なものと決定することにご異議はございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 第 4 号議案の全ての案件は、妥当なものと決定いたします。

	<p>次に、第5号議案、非農地証明願の件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>村松主任</p>	<p>それでは第5号議案を説明いたします。議案書は37ページをご覧ください。</p> <p>今月は14件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。</p>
	<p>地区の内訳は、朝倉が3件、初月が1件、議案書は37ページから38ページにまたがりまして、潮江が3件、五台山が1件、長浜が2件、議案書は38ページから39ページにまたがりまして一宮が1件、春野が3件となっております。</p>
	<p>全ての案件につきまして、担当地区の推進委員と関連のある農業委員の確認を得て、非農地証明書を交付しております。追認をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>第5号議案の説明が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>(意見、質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第5号議案については、追認することにご異議はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議ないようですので、第5号議案については追認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案外報告を事務局より一括してお願いします。</p>
<p>村松主任</p>	<p>それでは議案外報告をさせていただきます。</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出の件です。議案書は41ページをご覧ください。</p> <p>今月は9件の届出が提出されております。</p> <p>地区の内訳は、朝倉が2件、議案書は41ページから44ページにまたがりまして鏡が1件、議案書は44ページから46ページにまたがりまして五台山と高須が混在する案件が1件、五台山が1件、三里が1件、議案書は47ページに移りまして高須が2件、介良が1件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当地区の推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。</p> <p>続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件について説明いたします。</p> <p>それでは議案書は49ページをご覧ください。</p> <p>今月は4件の届出が提出されております。</p> <p>地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、初月が1件、長浜が1件となっております。</p>

全ての案件につきまして、担当地区の推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

続きまして③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件について説明いたします。

それでは、議案書は51ページをご覧ください。

今月は18件の届出が提出されております。

地区の内訳は、議案書は51ページから52ページにまたがりまして、朝倉が4件、議案書52ページから56ページにまたがりまして鴨田が4件、議案書56ページは潮江が2件、議案書は56ページから57ページにまたがりまして中央が2件、議案書57ページから58ページにまたがりまして長浜が4件、議案書58ページは一宮が1件、大津が1件となっております。

全ての案件につきまして、担当地区の推進委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

続きまして④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件について説明いたします。

それでは、議案書は60ページをご覧ください。今月は9件の通知が提出されております。

地区の内訳は、朝倉が1件、議案書は60ページから61ページにまたがりまして五台山が1件、三里が1件、長浜が2件、議案書は61ページから62ページにまたがりまして大津が1件、議案書は62ページから64ページにまたがりまして春野が3件となっております。

全ての案件につきまして、担当地区の推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。

続きまして⑤農地法各条の申請取消、取下、訂正処理の件について説明いたします。

それでは、議案書は66ページをご覧ください。

今月は、66ページから68ページにまたがりまして3条の取下願が1件、69ページに移りまして、5条届出の取下願が1件出されております。

議案書66ページから68ページの3条取下の案件1につきましては、先月の第7回農地総会でもご説明させていただきましたが、所有権を移転するにあたり、高知県農業公社の事業を使った売買に切り替えたいということで、先月の農地総会前に3条申請が取下げとなったものです。1月24日に取下願が提出され、同日付けで受理されております。

続きまして、議案書69ページの案件1は、農地を資材置き場に転用し、所有権を移

<p>議長 委員 議長</p> <p>西本委員</p> <p>榮枝管理主幹</p> <p>西本委員 議長</p>	<p>転するにあたり5条の届出が提出されておりましたが、事務局長の専決を受ける前に、譲受人を1名から2名の共有に変更したいとのことで、5条届出が取下げとなったものです。2月6日に申請取下願が提出され、同日付で受理されております。</p> <p>この案件につきましては、同日付で譲受人を2名とした5条届け出が提出されており、そちらは今回の報告案件として議案書に掲載しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)</p> <p>無いようでしたら、議案外報告を終わります。 他に委員の皆様から何かございませんか。</p> <p>本日、農林水産課に説明を受けました第6号議案について、以前に同様の議案があった際に、農業委員会の意見についてはなくてもいい、こう決まったという報告でもいいので議案にしなくてもいいという説明を受けたような記憶がありますが、今回はなぜ議案になっているのでしょうか。</p> <p>前の時の分は、農振の軽微な変更でしたので、報告でもいいということでございましたが、本日の分は通常変更であるということで、通常変更は農業委員会から意見を述べる必要がありますので、市長からも諮問を受け、議案となったものです。</p> <p>わかりました。 他に委員の皆様から何かありますか。なければ、続きまして、事務局からの報告がありましたらお願いします。</p>
<p>事務局報告 榮枝管理主幹 岩崎次長</p>	<p>(農用地利用配分計画の許可について資料に基づき説明)</p> <p>(平成30年度今後のスケジュール(案)について資料に基づき説明)</p>
<p>次回農地総会 議長</p>	<p>次回の農地総会は4月5日(木)を予定しております。</p>
<p>閉会 議長</p>	<p>(議長 川澤一博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時10分))</p> <p>以上で本日の農地総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

平成 30 年 8 月 14 日

議長 川澤一博

議事録署名委員

竹内 義昭

議事録署名委員

久保田 彦昭

議事録作成者

竹内 啓朗